令和８年１２月
令和８年第７回栃木市議会定例会
議　　案　　書

栃　木　市

番　号	件　名
報告第１９号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）……1
議案第９７号	令和８年度栃木市一般会計補正予算（第３号）……別冊
議案第９８号	令和８年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）……別冊
議案第９９号	令和８年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）……別冊
議案第100号	令和８年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）……別冊
議案第101号	令和８年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第１号）……別冊
議案第102号	栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……7
議案第103号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……10
議案第104号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……12
議案第105号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……14
議案第106号	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……25
議案第107号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……28
議案第108号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……31
議案第109号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……35
議案第110号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……44
議案第111号	栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……57
議案第112号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……59
議案第113号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……62
議案第114号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……64

議案第115号　工事請負契約の変更について（清水川第１調節池整備工事）　……69
議案第116号　財産の取得について（栃木インター北土地区画整理事業用地）　……70
議案第117号　財産の取得について（栃木市東部学校給食センター食器等）　……71
議案第118号　和解及び損害賠償の額の決定について　……72
議案第119号　指定管理者の指定について（栃木市栃木第六地区コミュニティセンター）　……73
議案第120号　指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター長寿園）　……74
議案第121号　指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター泉寿園）　……75
議案第122号　指定管理者の指定について（栃木市老人福祉センター福寿園）　……76
議案第123号　指定管理者の指定について（栃木市いまいずみ児童館）　……77
議案第124号　指定管理者の指定について（栃木市そのべ児童館）　……78
議案第125号　指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）　……79
議案第126号　指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）　……80
議案第127号　指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）　……81
議案第128号　指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）　……82
議案第129号　指定管理者の指定について（栃木市観光情報物産館）　……83
議案第130号　指定管理者の指定について（道の駅にしかた）　……84
議案第131号　指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）　……85
議案第132号　指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）　……86
議案第133号　指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）　……87
議案第134号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて　……88

報告第１９号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

専決第１８号　損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第１９号　損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第２０号　損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第２１号　損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第２２号　損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第１８号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２６日

栃木市長　琴　寄　昌　男

令和８年９月１２日、栃木市藤岡町富吉地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　賠償の相手方

栃木市藤岡町石川地内居住者

２　損害賠償の額

７８，６７２円

３　賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決第１９号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２９日

栃木市長　琴　寄　昌　男

令和８年９月１２日、栃木市藤岡町富吉地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　賠償の相手方

群馬県みどり市東町花輪地内居住者

２　損害賠償の額

２１３，８２２円

３　賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決第２０号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２９日

栃木市長　琴　寄　昌　男

令和８年９月１１日、栃木市藤岡町富吉地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　賠償の相手方

佐野市植野町地内居住者

２　損害賠償の額

１６６，８２６円

３　賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決第２１号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

令和８年１１月２日

栃木市長　琴　寄　昌　男

令和８年１０月３日、栃木市岩舟町静戸地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　賠償の相手方

群馬県館林市大島町地内居住者

２　損害賠償の額

６，６００円

３　賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決第２２号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分する。

令和８年１１月５日

栃木市長　琴　寄　昌　男

令和８年９月１５日、栃木市都賀町原宿地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　賠償の相手方

栃木市都賀町升塚地内居住者

２　損害賠償の額

９，７８０円

３　賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

議案第１０２号

栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

（栃木市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第１条　栃木市職員の修学部分休業に関する条例（平成２２年栃木市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「（給料の調整額を含む。）」を「の月額」に改め、「地域手当の月額」の次に「、初任給調整手当の月額」を加え、「同条例第３条第２項」を「同条第２項」に改める。

（栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第２条　栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成２２年栃木市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「（給料の調整額を含む。）」を「の月額」に改め、「地域手当の月額」の次に「、初任給調整手当の月額」を加え、「同条例第３条第２項」を「同条第２項」に改める。

（栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年栃木市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「給料」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第３条中「であって」の次に「、初任給調整手当」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（初任給調整手当）

第３条の２　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び

当該職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に１２を乗じ、その額を栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２２年栃木市条例第３８号）第２条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じて得たもので除して得た額（その額に５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０３号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成２２年栃木市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第１０４号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成２２年栃木市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１９０」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第１０５号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の給与に関する条例（平成２２年栃木市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「同条例」を「休暇等条例」に改める。

第１５条中「１時間当り」を「１時間当たり」に改める。

第１６条中「給料」の次に「の月額」を、「地域手当」の次に「の月額、初任給調整手当の月額」を加え、「休暇等条例第２条第１項」を「同項」に、「同条例」を「休暇等条例」に改める。

第１６条の２第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に改め、同条第２項中「７，０５０円」を「７，５００円」に改める。

第１７条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第１７条の４第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	

34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	

	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						
	88	276,100	315,900	367,300						
	89	276,400	316,200	367,500						
	90	276,700	316,500	367,900						
	91	277,000	316,800	368,300						
	92	277,300	317,100	368,700						
	93	277,600	317,300	368,900						
	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							

	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400	基準給料月額 円 442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

消防職給料表

職員区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700

	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	

48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		

86	323,400	342,400	367,600	411,100
87	324,100	343,400	369,100	411,700
88	324,800	344,400	370,500	412,300
89	325,500	345,300	371,800	412,600
90	326,100	346,600	373,000	413,100
91	326,800	347,800	374,200	413,600
92	327,500	349,000	375,500	414,100
93	328,000	350,200	376,800	414,500
94	328,700	351,500	378,300	414,900
95	329,600	352,700	379,800	415,400
96	330,400	353,900	381,200	415,900
97	331,100	355,100	382,500	416,300
98	331,900	356,400	383,700	416,800
99	332,700	357,600	384,800	417,300
100	333,500	358,800	386,000	417,700
101	334,400	360,200	387,100	418,000
102	335,400	361,100	388,200	418,400
103	336,400	362,100	389,300	418,800
104	337,300	363,200	390,400	419,100
105	338,100	364,300	391,600	419,400
106	338,700	365,400	392,100	419,900
107	339,300	366,400	392,700	420,400
108	339,900	367,400	393,300	420,900
109	340,400	368,600	393,900	421,200
110	340,900	369,600	394,400	421,700
111	341,300	370,600	394,800	422,200
112	341,800	371,500	395,300	422,700
113	342,600	372,400	395,700	423,000
114	343,200	373,300	396,100	423,500
115	343,900	374,200	396,600	424,000
116	344,500	375,200	397,100	424,500
117	345,100	376,200	397,500	424,900
118	345,800	376,600	398,000	425,400
119	346,500	377,200	398,600	425,800
120	347,200	377,800	399,100	426,300
121	347,800	378,100	399,300	426,700
122	348,100	378,500	399,800	
123	348,600	378,900	400,300	

	124	349,100	379,300	400,700					
	125	349,400	379,700	401,200					
	126		380,100	401,700					
	127		380,500	402,200					
	128		380,900	402,700					
	129		381,300	403,000					
	130		381,700	403,500					
	131		382,100	404,000					
	132		382,500	404,500					
	133		382,700	404,800					
	134		383,200	405,300					
	135		383,500	405,700					
	136		383,800	406,100					
	137		384,100	406,400					
	138		384,500	406,800					
	139		385,000	407,300					
	140		385,500	407,800					
	141		385,800	408,100					
	142		386,300						
	143		386,800						
	144		387,300						
	145		387,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 277,300	基準給料月額 円 290,300	基準給料月額 円 295,200	基準給料月額 円 330,500	基準給料月額 円 349,300	基準給料月額 円 365,000	基準給料月額 円 390,700	基準給料月額 円 429,400

備考　この表は、消防吏員に適用する。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１６条の２第１項及び第２項、別表第１並びに別表

第２の規定は令和８年４月１日から、改正後の条例第１７条第２項及び第３項並びに第１７条の４第２項の規定は令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１０６号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２２年栃木市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

別表中「４０５，０００円」を「４１９，０００円」に、「４５５，０００円」を「４７０，０００円」に、「５０８，０００円」を「５２５，０００円」に、「５７４，０００円」を「５９３，０００円」に改め、同表に次のように加える。

5	６７７，０００円

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表（５の項を除く。）の規定は令和８年４月１日から、改正後の条例第９条第２項の規定は令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前

の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１０７号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成２２年栃木市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出しを「（個人番号カード等による印鑑登録証）」に改め、同条第１項を次のように改める。

次に掲げるカード等（以下「個人番号カード等」という。）であって印鑑の登録を受けている者が交付を受けたもの（以下「個人番号カード等による印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

(1)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード

(2)　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード

(3)　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書

第７条の２第２項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第７条の３の見出し中「個人番号カードによる印鑑登録証」を「個人番号カード等による印鑑登録証」に改め、同条第１項中「個人番号カードによる印鑑登録証」を「個人番号カード等による印鑑登録証」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第２項中「個人番号カードによる印鑑登録証」を「個人番号カード等による印鑑登録証」に改める。

第１４条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

第１５条中「及び第１０条第１項第３号」を「及び第１０条第１項」に、「行為を」を「行為（同項に規定する行為にあっては、同項第３号に該当するときに行うものに限る。この条において同じ。）を」に、「（第１０条第１項第３号」を「（同項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０８号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年栃木市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１５条の２　児童福祉施設の設置者は、法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２６条に次の１項を加える。

３　前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第４９条第１５項に規定する心理担当職員をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した

経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第２項、第４項又は第５項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第２項中「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第１項に規定する保育士をいい、同条第３項又は附則第４項若しくは第５項の規定により保育士とみなされる者及び同条第３項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第６項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を「第２６条第１項に規定する保育士をいい、同条第３項又は」に、「又は」を「若しくは」に、「保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第２６条第２項の規定により算定されるものをいう。）」を「附則第４項又は前項の規定の適用がないものとした場合の同条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附則に次の１項を加える。

７　第２６条第３項及び附則第２項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第３項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１５条の次に１条を加え

る改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１０９号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年栃木市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項本文中「並びに附則第３条」を削り、「第３号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第１号中「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、同項第３号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、「この号」を「この号及び第６項第１号」に改め、同条第２項中「代替保育の提供」を「保育内容支援の実施」に、「前項第２号」を「前項第１号」に改め、同項第１号中「と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている」を「が保育内容支援連携協力者を適切に確保する」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第６条第３項を次のように改める。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第６条に次の４項を加える。

４　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2)　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1)　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代

替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

(2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　市長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2)　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)　子ども・子育て支援法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2)　法第６条の３第１２項及び法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要と

する乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１８条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第１９条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２８条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第３０条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」を「第６条の３第１０項第２号又は第３号」に改め、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育

士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３６条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４５条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって

は、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４９条中「と、同条第４号中「次号並びに第３４条第４号及び第５号」とあるのは「第４９条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第９条中「若しくは」の次に「第４項若しくは」を、「第４５条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定されるも

のをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１４条の次に１条を加える改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１１０号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成２６年栃木市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号を次のように改める。

(6)　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第３０号を同条第３４号とし、同条第２５号から同条第２９号までを４号ずつ繰り下げ、同条第２４号中「第４３条第３項」を「第４３条第４項」に改め、同号を同条第２８号とし、同条中第２３号を第２７号とし、第１２号から第２２号までを４号ずつ繰り下げ、第１１号を第１２号とし、同号の次に次の３号を加える。

(13)　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

(14)　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

(15)　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条中第１０号を第１１号とし、第７号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第７３条第１項」を「附則第７３条第１項」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ｱ)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(ｲ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ｱ)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(ｲ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２５条中「、特定教育・保育施設（」の次に「学校教育法第１条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３４条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」を「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」に、「同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(ｲ)中「満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」を「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む」を「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む」に、

「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く」を「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第３６条第１項中「第２９条に」を「第２８条に」に改め、「小規模保育事業Ａ型をいう。」の次に「第４１条第３項において同じ。」を加え、「第３２条第１項」を「第２８条」に改め、「小規模保育事業Ｂ型をいう。」の次に「第４１条第３項において同じ。」を加え、「第３４条」を「第２８条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３６条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３８条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小

規模保育事業者を除く。）」を、「この節」の次に「（第４２条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第４１条」を「第４１条第１項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」及び「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第３９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第７３条第１項」を「附則第７３条第１項」に改める。

第４０条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４１条第１項中「この項」を「この項から第７項まで」に改め、同項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、同項第２号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第３号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。）の提供を」に、「小学校就学前子ども」

を「法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号」を「第６項第１号」に改め、同条第４項を同条第１２項とし、同条第３項中「もの」の次に「（次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、同項を同条第１０項とし、同項の次に次の１項を加える。

１１　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるものについては、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第４１条第２項を同条第９項とし、同条第１項の次に次の７項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2)　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1)　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等

(2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　市長が、児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2)　特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)　法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2)　児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務又は同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４５条第７号中「第３８条第２項」を「第３８条第２項及び第３項」に改める。

第４６条第１項及び第２項並びに第４８条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４９条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「特定教育・保育に係る」、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第４９条において準用する次項及び第１９条において同じ。）に係る」及び「、同条第２項及び第１９条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と」を削り、「関する規程」と」の次に「、第２５条中「各号（特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園に限る。）の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、特定教育・保育施設（学校教育法第１条に規定する幼稚園に限る。）の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第５０条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９

条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５１条第３項」を、「この節（」の次に「第３６条第３項、第３８条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５１条第３項」に改め、「以下この節」の次に「（第４２条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子ども」を「同号」に、「「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」を「「法第１９条第３号」に改め、「第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５０条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３６条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第３６条第２項、第３８条第２項及び第３９条第２項を除き、第４９条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３２条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３８条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第

３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５０条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４２条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「政令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子ども」を「特定満３歳以上保育認定子ども」に、「いう」を「除く」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１１号

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年栃木市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１２条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１２条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１１２号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和７年栃木市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項前段中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「改正後の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「設備運営基準」という。）」を、「並びに」の次に「この条例による改正後の」を、「栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）」を、「規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項後段中「並びに」の次に「この条例による改正前の」を、「規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準第２６条第２項並びに家庭的保育事業等基準第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合にお

いて、この条例による改正前の栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第２６条第２項並びにこの条例による改正前の栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１３号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成２３年栃木市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１１４号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

栃木市条例第　　号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成２３年栃木市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	１級
号級	給料月額（円）
1	223,000
2	225,400
3	227,800
4	230,100
5	232,300
6	234,700
7	236,900
8	239,100
9	241,300
10	243,500
11	245,700
12	248,000
13	250,200
14	252,300
15	254,400
16	256,500
17	258,600
18	260,400
19	262,100

20	263,800
21	265,500
22	266,800
23	268,100
24	269,300
25	270,500
26	271,600
27	272,700
28	273,800
29	275,000
30	276,100
31	277,200
32	278,200
33	279,300
34	280,300
35	281,300
36	282,400
37	283,600
38	284,500
39	285,500
40	286,600
41	287,800
42	288,900
43	290,000
44	291,100
45	292,000
46	292,800
47	293,600
48	294,400
49	295,000
50	295,800
51	296,500
52	297,200
53	298,000

54	298,800
55	299,400
56	300,100
57	300,800
58	301,600
59	302,400
60	303,000
61	303,600
62	304,300
63	305,000
64	305,500
65	306,200
66	306,900
67	307,500
68	308,100
69	308,800
70	309,500
71	310,100
72	310,800
73	311,300
74	312,000
75	312,700
76	313,200
77	313,800

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１１５号

工事請負契約の変更について

令和７年第６回栃木市議会定例会において、議案第１５４号として議決を経た工事請負契約（清水川第１調節池整備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

契約金額を２１９，２８５，０００円とする。

議案第１１６号

財産の取得について

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　財産の表示

種別	地　目	面　　積	所　　在
土地	田　他４地目	２１６，９６４．００㎡	栃木市吹上町 野中原３６１番地２ 他２５９筆

２　取得の方法　　随意契約による買い入れ

３　取得予定価格　　７３５，４０６，１１３円

４　取得相手　　栃木市吹上町地内居住者　他６６名

議案第１１７号

財産の取得について

栃木市東部学校給食センター食器等として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　財産の表示　　栃木市東部学校給食センター食器等

２　取得の方法　　条件付き一般競争入札

３　取得予定価格　　７７，７７０，０００円

４　取得相手　　栃木市大平町榎本９１９番地１

株式会社サルカン

代表取締役　猿山　正和

議案第１１８号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年８月１１日、栃木市万町地内において発生した建造物管理の瑕疵による物損事故につき、次の和解条件のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　和解の相手方

栃木市万町地内居住者

２　和解条件

市から損害賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

３　損害賠償の額

１，１５０，５３０円

議案第１１９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木第六地区コミュニティセンター

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市今泉町二丁目１番４０号

名　称　社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者　理事長　赤羽根　正夫

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター長寿園

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市今泉町二丁目１番４０号

名　称　社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者　理事長　赤羽根　正夫

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター泉寿園

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市野中町５５３番地

名　称　株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者　代表取締役　早乙女　勇

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２２号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市老人福祉センター福寿園

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市今泉町二丁目１番４０号

名　称　社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者　理事長　赤羽根　正夫

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２３号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いまいずみ児童館

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市野中町５５３番地

名　称　株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者　代表取締役　早乙女　勇

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２４号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市そのべ児童館

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市今泉町二丁目１番４０号

名　称　社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者　理事長　赤羽根　正夫

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２５号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平児童館

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市岩舟町静和１１５１番地４

名　称　学校法人しずわでら学園

代表者　理事長　市村　正弘

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２６号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市勤労者総合福祉センター

２　指定管理者に指定する団体

所在地　東京都調布市調布ヶ丘三丁目６番地３

名　称　シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表者　代表取締役　山田　智治

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１２７号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ蔵の街観光館

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市万町４番１号

名　称　一般社団法人栃木市観光協会

代表者　代表理事　荒金　憲一

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２８号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市倭町駐車場

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市万町４番１号

名　称　一般社団法人栃木市観光協会

代表者　代表理事　荒金　憲一

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市観光情報物産館

２　指定管理者に指定する団体

所在地　宇都宮市新里町丙２５４番地

名　称　株式会社ファーマーズ・フォレスト

代表者　代表取締役　松本　謙

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１３０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

道の駅にしかた

２　指定管理者に指定する団体

所在地　埼玉県狭山市入間川四丁目２５番３号

名　称　株式会社ニックス

代表者　代表取締役　荒井　英郎

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１３１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟農村環境改善センター

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市岩舟町下津原１５８５番地

名　称　株式会社観光農園いわふね

代表者　代表取締役　大栗　崇司

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１３２号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いわふねフルーツパークセンター

２　指定管理者に指定する団体

所在地　栃木市岩舟町下津原１５８５番地

名　称　株式会社観光農園いわふね

代表者　代表取締役　大栗　崇司

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１３３号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市出流ふれあいの森

２　指定管理者に指定する団体

所在地　佐野市戸室町６８５番地１

名　称　みかも森林組合

代表者　代表理事　高橋　功

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１３４号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年１１月２７日提出

栃木市長　琴　寄　昌　男

住　　所　　栃木市大平町真弓１６２３番地１

氏　　名　　直井　泰子

生年月日　　昭和３４年４月１５日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

1　笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
1　自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
1　交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
1　健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
1　広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和２年１０月１０日

栃木県栃木市